

研究開発力強化法で研究開発法人とされている 37 法人の
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」
(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) での位置付け

- (総務省) 情報通信研究機構⇒研究開発型
- (財務省) 酒類総合研究所⇒中期目標管理型
- (文部科学省) 国立科学博物館⇒中期目標管理型
物質・材料研究機構⇒研究開発型
防災科学技術研究所⇒研究開発型
放射線医学総合研究所⇒研究開発型
科学技術振興機構⇒研究開発型
日本学術振興会⇒中期目標管理型
理化学研究所⇒研究開発型
宇宙航空研究開発機構⇒研究開発型
海洋研究開発機構⇒研究開発型
日本原子力研究開発機構⇒研究開発型
- (厚生労働省) 国立健康・栄養研究所→(統合法人)⇒研究開発型
労働安全衛生総合研究所—↑(統合法人)⇒中期目標管理型
医薬基盤研究所 ————↑
国立がん研究センター⇒研究開発型
国立循環器病研究センター⇒研究開発型
国立精神・神経医療研究センター⇒研究開発型
国立国際医療研究センター⇒研究開発型
国立成育医療研究センター⇒研究開発型
国立長寿医療研究センター⇒研究開発型
- (農林水産省) 農業・食品産業技術総合研究機構→(統合法人)⇒研究開発型
農業生物資源研究所 ————↑
農業環境技術研究所 ————↑
国際農林水産業研究センター⇒研究開発型
森林総合研究所⇒研究開発型
水産総合研究センター→(統合法人)⇒研究開発型
- (経済産業省) 産業技術総合研究所⇒研究開発型
新エネルギー・産業技術総合開発機構⇒研究開発型
石油天然ガス・金属鉱物資源機構⇒中期目標管理型
- (国土交通省) 土木研究所⇒研究開発型
建築研究所⇒研究開発型
交通安全環境研究所→(統合法人)⇒中期目標管理型
海上技術安全研究所→(統合法人)⇒研究開発型
港湾空港技術研究所 ————↑
電子航法研究所 ————↑
- (環境省) 国立環境研究所⇒研究開発型